2　前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

3　何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

第百三十五条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十七条の二第一項若しくは第三項の承認を申請する者

第百三十五条第四号中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第五号中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第百四十三条第二号中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「同条第一項又は第二項」を「同項又は同条第二項」に改める。

第百四十三条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第百四十五条第一号中「第十四条の二第一項」を「第十四条の三第一項」に改める。

第百四十五条の二第二号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に改める。

第百四十五条の三第一号中「第十三条の三第一項」を「第十三条の五第一項」に改める。

第百四十八条の二の次に次の一条を加える。

（アルコール又は薬物の影響を受けて航空業務に従事した者の罪）

**第百四十八条の三**　第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、第三号を削る。

第百五十条第十号中「第九十九条の二第一項」を「第百三十四条の三第一項」に改める。

第百五十七条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　第百四条第三項の規定による届出をしないで、又は届出をした運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。

第百五十七条の四の見出しを削り、同条第二号中「第百三十二条の二第一号から第四号まで」を「第百三十二条の二第二号、第三号又は第五号から第八号まで」に改め、同条第四号中「第百三十二条の二第六号」を「第百三十二条の二第十号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第百三十二条の二第五号」を「第百三十二条の二第九号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第百三十二条の二第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者

第百五十七条の四を第百五十七条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

**第百五十七条の六**　第百三十四条の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百五十七条の三の次に次の見出し及び一条を加える。

（無人航空機の飛行等に関する罪）

**第百五十七条の四**　第百三十二条の二第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百五十九条第二号中「及び第百五十七条」を「、第百五十七条から第百五十七条の三まで及び第百五十七条の五」に改める。

第百六十条第一号中「第十三条の二第五項」の下に「及び第十七条の二第五項」を加え、「第百九条第四項」を「第二十条第四項若しくは第百四条第四項の規定、第百九条第四項」に改め、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十三条の四又は第百十一条の四（第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百六十一条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第九十九条の二第二項」を「第百三十四条の三第二項」に改める。

**第二条**　航空法の一部を次のように改正する。

第十条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項第五号中「装備品を」を「装備品等（航空機の装備品及び部品をいう。以下同じ。）を」に、「装備品に」を「装備品等に」に改める。

第十三条の三中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2　耐空証明のある航空機の使用者は、次の各号のいずれかに該当する装備品等以外の装備品等を当該航空機に装備してはならない。

一　第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

二　第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品等

三　第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品等

四　その他国土交通省令で定める装備品等

第十七条第一項中「（第十八条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）」を削る。

第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とする。

第二十条第一項第五号から第七号までの規定中「装備品」を「装備品等」に改める。

第二十一条中「、第十七条の二第一項」を「並びに第十八条第一項」に改め、「並びに予備品証明」を削る。

第百三十四条第一項中「若しくは装備品」を「若しくは装備品等」に改め、同項第一号中「装備品」を「装備品等」に改める。

第百三十五条第五号を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の二中「第十七条の二第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号を同条第四号とする。

第百六十条第一号中「第十七条の二第五項」を「第十八条第五項」に改める。

（運輸安全委員会設置法の一部改正）

**第三条**　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認めた事態その他航空法第七十六条の二の」を「航空事故が発生するおそれがあると認められる」に改める。

第十八条第二項第一号中「使用者」の下に「、航空機設計者等（航空機又は航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者をいう。第四号において同じ。）」を加え、同項第四号中「使用者、」の下に「航空機設計者等、」を加える。

第二十条中「航空法」の下に「第十三条の四、」を加える。